

# 社会福祉法人徳良会役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び定款第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 役員等については、業務に応じた報酬を別表1のとおり支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- (2) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は支給しない。

## (報酬等の支給基準)

第3条 役員等の報酬等については、旅費規程に定める費用弁償を支給基準とする。

## (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は毎月21日とする。ただし、その日が休日（国民の祝祭日）、日曜日又は土曜日に当るときは、その日前において最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

2 役員等が退任した場合は、その月までの報酬等を支給する。

## (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## (補則)

第6条 この規程に定める外、必要な事項は理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別紙1

役員等の報酬

役職名	報酬の額	備考
理事長	月額 50,000円（費用弁償は支給しない）	職員と兼務の者は支給しない
理事	旅費規程に定める費用弁償のみ支給	職員と兼務の者は支給しない
監事	旅費規程に定める費用弁償のみ支給	
評議員	旅費規程に定める費用弁償のみ支給	